



令和 7 年 2 月 2 6 日
国土交通省 関東地方整備局
河 川 部

「鬼怒川水害訴訟（損害賠償請求控訴事件）」の 東京高裁判決に対する局長コメントについて

「鬼怒川水害訴訟（損害賠償請求控訴事件）」の東京高裁判決に対する局長のコメントについて、掲載します。

平成 27 年 9 月 9 日から 11 日にかけて関東及び東北地方で発生した記録的な豪雨（平成 27 年 9 月関東・東北豪雨）に伴い、利根川水系鬼怒川の堤防の決壊等が生じ、茨城県常総市内において大規模な浸水が発生しました。

当該浸水により生じた被害に対して一審原告らが国家賠償法 2 条 1 項の損害賠償を国に求めた裁判で、本日、東京高等裁判所において一審原告らの請求を一部認める判決（国の賠償責任を一部認める判決）がありましたので、関東地方整備局長のコメントを公表するものです。

<問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局 河川部

電話：048-601-3151（代表）FAX：048-600-1377

河川調査官 内堀（内線：3513）

令和7年2月26日

岩崎福久関東地方整備局長のコメント

本日、東京高等裁判所において、鬼怒川水害訴訟（損害賠償請求事件）の判決が言い渡されました。

本日の判決につきましては、内容を精査中ですが、国の主張が一部認められなかったものと認識しております。

今後、判決内容を慎重に精査し、関係機関と協議の上、適切に対処してまいります。